

# かにえ 議会だより

蟹江町議会より9月定例議会の  
情報をお伝えします。

2019.11.1  
No. 170



## 9月定例議会特集号

- 9月定例会の概要  
蟹江町の財政は健全財政を堅持…………… 2
- 平成30年度  
決算審査 …………… 4
- ここが知りたい!  
一般質問 …………… 6
- 総務民生・防災建設  
常任委員会の審査…………… 11

### 表紙のはなし

#### 終活を考える

「終活」とは人生のエンディング(終わり)を考えることを通じて自分を見つめ、今をより良く、自分らしく生きる活動のことを指します。

9月15日にNPO法人あいち終活相続サポートネットワーク主催のセミナーが産業文化会館で行われ、参加者の方々が熱心に説明に聞き入り、また相談をしていました。

エンディングノートの作成、葬儀をどのように執り行うかを決めておくなど、できることから終活を始めてみるのも良いかもしれません。

令和元年(2019年)11月1日  
発行/蟹江町議会 編集/議会広報編集委員会  
〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地  
TEL(0567)95-1111 FAX(0567)95-1525

ホームページも見に来てね!

蟹江町議会

検索

# 蟹江町の財政は健全財政を堅持

## 定例会のあらまし

令和元年9月定例会は、9月3日(火)から25日(水)までの会期で開かれました。

◆3日(開会)

条例改正案、補正予算案、平成30年度決算認定案など、あわせて29件が提案説明され、そのうち4件の人事案件が可決されました。

◆6日(常任委員会)

総務民生常任委員会、防災建設常任委員会が開かれ、本会議から付託された議案11件の審査が行われました。

◆12日(一般質問)

6人が一般質問(7問)を行いました。(P6〜10参照)

◆19日(決算審査)

平成30年度決算認定案が審査されました。(P4〜5参照)

◆25日(閉会)

意見書案2件が追加提案され、質疑・討論を行った後、全ての議案が可決され、閉会となりました。

### 町表彰者を決定

#### 町表彰

(全員賛成)

多年にわたり町の発展に貢献された方や、多額の寄付をされた方などを表彰する「町表彰」の決定に賛成しました。

▼町政功労者 1人  
(教育委員会教育長)

▼町功労者 2人

(行政改革推進委員など)

▼一般表彰 11人

(スポーツ推進委員、町職員など)

▼寄付 1人

### 条例改正等を審議

パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
(全員賛成)

会計年度任用職員制度の創設に伴い、新たに条例が制定されます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(全員賛成)

会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例が整備されます。

消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例  
(賛成多数)

消費税法の改正に伴い、関係施設の使料が改められます。

《反対》 黒川議員  
受益者負担を打ち出すのであれば、施設使用料のみの値上げは不公平である。町民に対し納得できない説明ができないため、反対。

《賛成》 水野議員  
今後の施設の適切な運営のために必要があると考え、賛成。  
《反対》 板倉議員  
増税との抱き合わせで負担を町民に押し付けることになり、反対。

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
(全員賛成)

印鑑登録証明書等の氏名欄に旧氏を記載することができるようになります。

職員の給与に関する条例の一部改正  
(全員賛成)

地方公務員法の改正に伴い、欠格条項が改められます。

職員等の旅費に関する条例の一部改正  
(全員賛成)

地方公務員法の改正に伴い、規定の整備が行われます。

手数料条例の一部改正  
(全員賛成)

関係政令の改正に伴い、手数料額が改められます。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（全員賛成）

関係法令の改正に伴い、規定の整備が行われます。

水道事業給水条例の一部改正（全員賛成）

指定給水装置工事事業者の更新に伴う規定が整備されます。

消防団設置条例の一部改正（全員賛成）

地方公務員法の改正に伴い、規定の整備が行われます。

## 意見書を提出

### ◆意見書の取扱い

町議会では、全会派一致で採択されたものだけが提出されることになっています。

### 【国へ提出】

### ◆国の私学助成の拡充に関する意見書

### 【県へ提出】

### ◆愛知県の私学助成の拡充に関する意見書



## 補正予算案を審議

会計別	補正額	補正後の額	審議結果	
一般会計(第3号)	6,449万3千円	109億7,373万8千円	全員賛成	
特別会計	国民健康保険事業(第2号)	167万6千円	36億1,032万1千円	全員賛成
	介護保険管理(第2号)	2億1,588万9千円	31億7,550万9千円	全員賛成
	コミュニティプラント事業(第1号)	194万1千円	1,448万4千円	全員賛成
	後期高齢者医療保険事業(第1号)	1,324万2千円	9億636万円	全員賛成

## 人事案件を審議

### ◆教育委員会委員

任期満了（令和元年9月30日）に伴い、山田かよ子氏（宝二丁目）の再任

に同意しました。任期は4年です。

### ◆固定資産評価審査委員会委員

任期満了（令和元年11月8日）に伴

い、関山和宏氏（今西一丁目）、岩田肇氏（名古屋市中川区富田町）、江村滋子氏（須成字川西下）の3名の再任に同意しました。任期は3年です。

## 元年第3回定例会議案等審議状況

## 賛否が分かれた議案等一覧

○は賛成 ×は反対  
議長は採決に加わりません

提出者	議案名	審議結果	会派等	公明党	日本共産党	立憲民主党	新風	新風	新政局	無党派	無党派	無党派	無党派	
			山岸美登利	板倉浩幸	中村英子	石原裕介	水野智見	安藤洋一	高阪康彦	佐藤茂	吉田正昭	奥田信宏	飯田雅広	戸谷裕治
町長	議案第37号 消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について	可決	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×
	認定第1号 平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認定第2号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認定第4号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認定第6号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認定第7号 平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認定第8号 平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



# 平成30年度 決算審査

平成30年度決算(一般会計・特別会計5件・水道事業会計・下水道事業会計)認定案を審査し、すべて原案どおり認定しました。  
 私たちが指摘した一部をお届けします。

## 監査委員の意見



▲平野代表監査委員

### 一般会計・特別会計決算審査意見書から(要旨)

各会計の歳入歳出決算書等を審査した結果、事務事業等は概ね適正に執行されており、その内容は適正であると認められる。

行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は黒字であり、健全財政を堅持しているものと認められる。

主要な財源である町税や国民健康保険税の収入未済額は前年度に比べて減少しており、滞納整理事務が順調に遂行されている。今後も、税の公平性を保つために、未納額の減少に努め、滞納対策を実施されることを望む。

歳出については、各主要事業を遂行し、所期の目的を達成しており、的確に執行されている。

職員の健康管理の面から、時間外勤務については、長時間労働やパワハラの原因とならないよう、所属長は職員の業務内容を的確に把握していただきたい。

休暇の取得推進についても、所属長が率先して休暇を取得し、明るく、健康的な職場づくりをしていただきたい。

最後に、今後の行政運営にあたり、合理的でより良い行政サービスの充実に努められることを希望する。



▲伊藤監査委員  
(議会選出)

**実質赤字比率**  
 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

**実質公債費比率**  
 一般会計等が負担する償還金の標準財政規模に対する比率

**資金不足比率**  
 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

**連結実質赤字比率**  
 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

**将来負担比率**  
 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を示す指標

**標準財政規模**  
 地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標

## 一般会計等健全化比率

区分	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準 (平成30年度)
実質赤字比率	黒字のため計上されない	黒字のため計上されない	13.99%
連結実質赤字比率	黒字のため計上されない	黒字のため計上されない	18.99%
実質公債費比率	3.8%	4.5%	25.0%
将来負担比率	42.6%	28.2%	350.0%

▼当町の公営企業は、資金不足額がないので、資金不足比率は計上されません。

## 平成30年度決算収支状況

◎は全員賛成、○は賛成多数を表しています。(金額は、千円単位に四捨五入)

会計別	歳入決算額	歳出決算額	差引差額	反対者	
○一般会計	117億5,904万円	113億5,669万円	4億235万円	板倉・中村	
特別会計	○国民健康保険事業	36億2,893万7千円	35億6,939万6千円	5,954万1千円	板倉
	◎土地取得	1千円	1千円	0円	
	○介護保険管理	26億6,767万8千円	24億5,178万9千円	2億1,589万円	板倉
	◎コミュニティ・プラザ事業	1,483万円	1,288万8千円	194万1千円	
	○後期高齢者医療保険事業	8億3,519万3千円	8億2,988万9千円	530万4千円	板倉
合計	189億567万8千円	182億2,065万3千円	6億8,502万5千円		
○水道事業	8億3,436万6千円	9億7,016万1千円	△1億3,579万5千円	板倉	
○下水道事業	13億3,527万1千円	12億8,661万1千円	4,866万円	板倉	

※各会計の合計額と差引額は、四捨五入したことにより合致しない箇所があります。  
 ※それぞれの反対討論、賛成討論は、5ページに掲載しています。



## 決算の審査から

# 賛成・反対討論

### ○一般会計

#### 《反対》 板倉議員

国の悪政から住民を守る防波堤となり、住民の暮らしをいかに応援するかが町の役割である。

歳入について、滞納世帯の解決は実情を把握し進めてほしい。納税の緩和措置運用は対応が不十分である。マイナンバーについても、制度自体反対である。

歳出について、総合的に見ても、福祉や子育ての問題に対応できていないと判断する。住民の暮らしと命を守るための支援を強く要望し、反対する。

#### 《賛成》 佐藤議員

歳出について、多世代交流施設設置事業、蟹江町同報系無

線等整備事業などを遂行し、対前年度比3・9%増の総額約113億5千6百万円を決算しており、所期の目的は達成されていると考え、賛成する。

### ○国民健康保険事業

#### 《反対》 板倉議員

県単位化になり保険給付費の心配がなくなった中で、保険料増加が妥当か疑問である。

所得の低い階層が多く加入する国民健康保険制度に対し、国や県の支出金を元に戻す必要があり、町独自減免制度の拡充を行い国保税を引き下げるべきと考え、反対する。

#### 《賛成》 高阪議員

国民健康保険制度

は、住民の健康の保持増進に貢献するものであり、今後とも給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に努力するよう要望し、賛成する。

### ○介護保険管理

#### 《反対》 板倉議員

介護給付費準備基金を2千1百万円の積み増しをし、25億円に達した。歳入歳出差引残額2億1千5百万円繰り越す決算となり、これは、本来取り過ぎた保険料であり、被保険者へ返還すべきと考え

る。介護保険外の高齢者施策を充実させ、介護給付を抑えていくことが重要であり、介護保険料や利用料

の減免を充実させていくことが必要と考え、反対する。

の減免を充実させていくことが必要と考え、反対する。

#### 《賛成》 高阪議員

ますます進む高齢化社会の中で、今後とも引き続き、介護する家族を含め適切な支援、健全な制度運営を行っていくことを要望し、賛成する。

### ○後期高齢者医療保険事業

#### 《反対》 板倉議員

75歳以上を後期高齢者とする、問題だらけの制度である。以前の老人保険制度に戻すべきと考え、反対する。

#### 《賛成》 石原議員

後期高齢者医療保険は、社会のために長年尽くされた高齢者の方々のために安心して医療を受けられるよう、社会全体で支える制度である。今後、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な制

度運営を行うよう一層努力することを要望し、賛成する。

### ○水道事業

#### 《反対》 板倉議員

徴収した水道使用料を内部留保しており、時代に沿った料金体系に努力するならば、毎年増やしている利益剰余金を使って水道使用料に還元すべきと考え、反対する。

#### 《賛成》 佐藤議員

配水施設の耐震化などが行われ、安心安全な水道水の安定供給が図られた。今後、人口減少が懸念される中、水需要の減少、施設の老朽化等により、水道事業経営に厳しいものがある。将来にわたり、安心安全な水道水の供給を推進することを要望し、賛成する。

下水道は、下水道法に基づき、健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する事業として公共性が重視されてきたはずである。

下水道の施設整備及び維持更新にかかる費用は、長期にわたり多額の投資が必要であり、これらも一般会計からの繰入を維持すべきと考え、反対する。

#### 《賛成》 水野議員

平成29年度からスタートした下水道事業の経営を取巻く現状は、財源を国や町からの補助金、起債に依存する厳しい環境の中、今後、日光川下流域関連公共下水道事業として、下水道の整備を早期かつ効率的に推進されることを要望し、賛成する。

下水道事業として、日光川下流域関連公共下水道の整備を早期かつ効率的に推進されることを要望し、賛成する。

### ○下水道事業

#### 《反対》 板倉議員

ここが  
知りたい!

# 一般質問

9月定例会では、6人が一般質問を行いました。  
質問と答弁を要約した内容は、7ページから10ページまでです。  
全文記録(会議録)は、12月下旬に町議会ホームページに掲載します。

嘱託員制度を抜本的に考えよ…………… 7  
高阪康彦(新風)

ひとり親世帯の貧困対策は…………… 7  
飯田雅広(無会派)

ひとり暮らしの高齢者を医療費無料に!  
国保法44条をもっと適用せよ!…………… 8  
板倉浩幸(日本共産党)

命てんでんこに学ぶ!防災対策強化へ!!…………… 9  
山岸美登利(公明党)

議員報酬の見直しについて…………… 9  
伊藤俊一(無会派)

持続可能な町づくりを目指せ!!…………… 10  
戸谷裕治(無会派)

## ○一般質問とは

議員が執行機関(町や教育委員会など)に対し、町政全般にわたっての考えや将来などについて説明を求めたり、または、所見をたずねることをいいます。

町議会では、一般質問をしようとするときは、「通告書」を定例会初日の前日の正午までに議長へ提出することとしています。なお、質問の順番は、議長がくじにより決定します。

## ○通告とは

一般質問は、議案とは関係なく行財政全般にわたる政策論議であるため、質問する議員も、受ける執行機関も十分な準備が必要です。そのために、ほかの発言と異なり、通告制が採用されています。

## 問 嘱託員制度を抜本的に考えよ

## 答 ターニングポイントが近づいている



高阪康彦  
(新風)

**問** 人口減社会になり当町にも過疎の地域が出てきている。現在31の町内会も、最小で50数世帯、最大で2千以上の世帯と大きなバラツキがある。しかし、町からの委託事務は、各町内会に均等にあてがわれており、公平性に欠けると思う。円滑な行政運営を行うためにも、公平性に欠けた状況を、町としてどう考えるのか。

総務課長

区域の人数が増えるほど、要望等を受ける回数が増加すると考えられるので、嘱託補助員の人数を増やすことでバラ

スを保っている。嘱託員の個人報酬とは別に、町内会運営費交付金を支給しており、町内会の実情に対応されていると考えているが、今後の嘱託員報酬の算出については、再考していきたい。

横江町長

嘱託員のあり方を見つめ直すターニングポイントが近づいていると認識している。

今あるものを急激に変えることによつて、地域のコミュニティが崩れてはいけないので、町内会嘱託員の皆様と話をしながら最善策を考えていきたい。



## 問 ひとり親世帯の貧困対策は

## 答 子どもの養育に関する合意書を配布する



飯田雅広  
(無党派)

**問** 平成29年6月議会にて、就学援助費の前倒し支給を要望したが、その後どうなったか。

次長兼教育課長

平成30年4月入学児童生徒分から入学前支給を行っている。

**問** 離婚届の配布時等に「子どもの養育に関する合意書」を配布してはどうか。

子ども課長

合意書は、現在、必要な方のみにお渡ししている。今後は、担当課と調整し、届出書を取りに来た段階でお配りできるようにしたい。

**問** 養育費に関し、①全庁的な調査はできないか。②他自治体で始まっている養育費保証支援事業を検討してはどうか。

総務部長

①個人情報取扱いが厳格化されている。法令の根拠をしっかりと確認しながら検討させていただく。

子ども課長

②現在、各種相談窓口で養育費の相談を受けていないのが現状である。親の離婚により、子どもが精神的ダメージだけでなく、金銭的なダメージを受けることのないよう、必要な制度であると考える。



▲法務省HP  
「子どもの養育に関する合意書  
作成の手引きとQ&A」について





板倉浩幸  
(日本共産党)

## 問 ひとり暮らしの高齢者を医療費無料に!

### 答 拡大実施は慎重に判断したい

**問** 医療・介護・税金の負担を軽減できる制度において、  
①介護認定を受けている認定者の障がい者控除とは。  
②確定申告の際に所得から差し引くことができる医療費控除とは。  
③ひとり暮らしの後期高齢者で福祉医療給付を廃止したが、拡大実施の考えはないのか。  
④介護保険利用料で町独自の減免はあるのか。

#### 介護支援課長

①所得税に係る確定申告や町県民税申告の際に使用することで、本人、配偶者、扶養親族が税金の所

得控除が受けられるものである。  
**次長兼税務課長**

②その年に支払った医療費の合計額から保険金等で補填された額を引き、さらに10万円または所得の5%のうち少ない方の金額を差し引いたものである。  
**民生部長**

③県補助廃止を受けて、平成20年度に廃止した。財政上厳しい状況にあるので、拡大については慎重に判断したい。

#### 介護支援課長

④町独自の減免はないが、要介護または要支援認定を受けた方が、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給される。

## 問 国保法44条をもっと適用せよ!

### 答 ホームページで周知していく

**問** 病院窓口での負担を減免する制度において、  
①国保法44条の適用要件は。  
②国基準よりも広い範囲を設けるなど改善・周知し、積極的に適用すべきではないか。  
③国保税を滞納している加入者は適用されるか。

#### 保険医療課長

①災害等により一時的に収入が著しく減少した被保険者の世帯に収入が著しく減少した被保険者の世帯に対して一部負担金を減免する。  
②町の適用基準は国より若干緩和されており、生活保護基準の1・3倍までの方を対象としている。ホームページに掲載し周知を図っていき

たい。  
③原則、国保税の滞納世帯には適用されないが、高額療養費

の受領委任払制度を利用することができ、お困りの方がいれば、窓口にお越しいただきたい。

**問** 昨年4月からの県単位化により、国保税の見直しが行われたが、今後はどうなるのか。  
**保険医療課長**

保険税は現状、納付金に見合う金額を確保できていない。資産割の見直しとともに、法定外線入の見直しを含めて、激変緩和措置が終了する令和5年度に向けて保険税率の見直しを進めていきたい。

#### 国保法44条とは

災害等により一時的に収入が著しく減少した被保険者が、医療機関等に一部負担金(医療費や薬代)の支払いが困難であると認められる場合に、市町村は「減額・免除・徴収予」する措置を取ることができますと規定されています。

## 問 命てんでんこに学ぶ!防災対策強化へ!!

## 答 災害時要援護者の避難支援を訓練項目に



山岸美登利  
(公明党)

**問** 自主防災組織の機能強化のため、地区防災計画の普及とともに「マイタイムライン」を作成し活用する予定はないか。

**安心安全課長**

自主防災会長会議、防災訓練等を通じ、ハザードマップなどマイタイムラインの検討材料となる情報を提供している。今後は、これらの機会をマイタイムラインを紹介し、各個人の防災行動につながるよう工夫していく。

**問** 災害時要援護者の日頃からの安否確認や避難訓練は積極的に行われているのか。

**安心安全課長**

町内会が防災訓練で要援護者を対象とした安否確認、情報伝達訓練等を実施しているが、全町内会には浸透していない。今後も引き続き、小学校区単位での防災訓練時に、要援護者の避難支援を訓練項目として推奨していく。

**問** 乳幼児対策として、お湯や水の必要がない国産の液体ミルクを災害時の備蓄物資として導入する考えはないか。

**安心安全課長**

導入コストが粉ミルクタイプの2〜4倍かかり、保存期限が最長で1年間のため、慎重に検討していく。

**マイタイムライン**  
災害の発生にやきやきして、自身や家族の安全を確認し、避難行動の準備や避難訓練は積極的に行われているのか。

## 問 議員報酬の見直しについて

## 答 低額という認識はないが、高い水準ではない



伊藤俊一  
(無党派)

**問** 若年勤労世代の町議会議員のなり手不足では、会社を退職し、給与が少なくなっても議員になるうとは思わないのが当たり前である。今の議員の体制で良いと考えているか。また、一般企業と議員の年収における差異は。

**総務課長**

議員報酬について、県下の他町村と比較して、低額であるという認識はないが、会社勤めの方と議員報酬を年間で比較すると、高い水準ではないと考える。さらに、会社に勤めている方々は、医療保険や年金等の社会保障について保証されており、勤労世代の方々が退職して議員になることは、厳しい状況であると認識している。

**問** 現行の議員定数14名について、町としてどう捉えているのか。

**総務課長**

各議員において地元住民の方の多様な意見をきめ細かに聞きいただき、住民の意思の反映に努められていると認識している。現行の定数は適切であると考える。





戸谷裕治  
(無会派)

**問** 持続可能な町づくりを目指せ!!

**答** 空き家対策について、再度アンケートを行う

**問** 空き家の活用が転入促進政策のひとつであると思う。どのような施策を考えているのか。  
**次長兼まちづくり推進課長**  
平成28年度に実施したアンケートで、空き家であると回答のあった115件に対して、再度意向確認のアンケートを行う。売却や賃貸を希望する場合は、空き家対策で協定を締結している宅建協会へ斡旋し、利活用の促進を図る予定である。

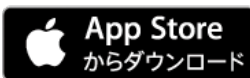
平成30年度の寄付額は4百万2千円で、他自治体への寄付により控除された額は約5千6百万円である。今後は、国の動向を注視し、その趣旨を踏まえて、町の魅力発信ツールとして返礼品を充実していきたい。寄付金の使い道についても、利用者から共感し、応援していただけるような、具体案を検討したい。

**問** 市バスを近鉄蟹江駅南に乗り入れなるべく名古屋市民が市に要望をされている。現在の蟹江町の考えは。  
**横江町長**  
正式に名古屋市から話をいただいたわけではない。可能性が少しでもあれば、話し合いをしていければよいと考えている。

## スマートフォンで「議会だより」が見られます!



マチを好きになるアプリ



スマートフォンの無料アプリ「マチイロ」をダウンロードして登録すると、スマートフォンやタブレット端末で「議会だより」を読むことができます。

**【利用方法】**  
QRコードをスマートフォンやタブレット端末で読み込み、専用アプリをダウンロードします。(iOS・アンドロイド対応)



## 常任委員会の審査

9月議会で上程された案件について、委員会では審査した要旨をお届けします。  
総務民生常任委員会では、議案8件、防災建設常任委員会では、議案3件の審査を行いました。

### 総務民生

#### 町表彰

(全員賛成)

問 町功労者表彰と一般表彰とあるが、基準年数に達すれば表彰されるのか。一般表彰を受けて、さらに町功労者表彰も受けられるのか。

#### 総務課長

基準年数に達すれば、一般表彰をされた後、町功労者での表彰も対象になる。

問 新制度での新教育長はどのような扱いか。

#### 総務部長

これまでの教育長の立ち位置や責任のあり方が曖昧であったのを、教育委員会の最高責任者として、

町長が直接任命する立場になった。従前の教育長の任期も含めて、今回の表彰に至った。



パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

(全員賛成)

問 算定基準は何か。厚生年金の加入等についてはどうなるのか。

#### 総務課長

給与は一般職の給料表を基準にしている。保険等も一定額を超えれば加入が必

要となり、被雇用者負担も生じることになる。

問 議案に「月額」「日額」「時間」とあるが、今後どういう分け方になるか。

#### 総務部長

「時間で報酬を定める」ことを基本とする。現状を維持する形で、不利益にならないように定める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(全員賛成)

問 自治会長の扱いはどう変わるか。

#### 総務課長

嘱託員と嘱託補助員は、今までは非常勤特別職だったが、非常勤特別職の適用を受けなくなる。今後、別途扱いを定める必要がある。

問 水道事業会計職員はの扱いも変わるのか。

#### 総務課長

水道の臨時職員も会計年度任用職員に変わる。

消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(賛成多数)

問 条例案の名称に關して、「消費税率の引上げ等に伴う」ではなく「公共施設の管理に關する」など、受益者負担という側面を正直に出すべきではないか。

#### 総務部長

今回の改正の主な理由は2つある。使用料についての受益と負担のさらなる適正化を図ることと、算定方法を明確にすることである。

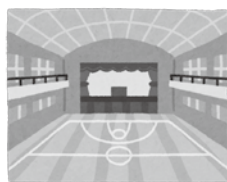
現行の使用料は一部のみ平成20年4月に改定され、基本的に、消費税率が5%

に上がった時以降の改定はしていない。あわせて、使用料の算定方法が曖昧であるため、今回、消費税率の引上げを踏まえて全庁的な見直しを図ったものである。

問 改定したが見込みほど利用がなかった場合を想定しているか。

#### 総務課長

今回の料金改定は半年の周知期間を設ける。利用が減らないよう努力をする。



印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

(全員賛成)

問 旧姓併記はどういう場合が多いか。

#### 住民課長

女性が婚姻し、そのまま旧姓を名乗っ

ていく場合が多いと思われる。

問 新しい印鑑登録証明書の様式には性別がなくなっているが、どうしてか。

#### 住民課長

総務省からの通知の中で、印鑑登録に際し、男女の別を記載しない取り扱いとしてよいか、という質疑において、差し支えないという総務省の答弁が出ているため、町としても性別の項目を外した。

#### 民生部長

性別に関わりなく自分らしく生きることでできるといふ男女平等参画社会の実現に向けて、性同一性障害などの性的マイノリティの方の権利を配慮し、性別表記を廃止するものである。



## 職員の給与に関する条例の一部改正

(全員賛成)

問 法改正により出てきた議案と捉えられないのか。

総務課長

地方公務員法の一部改正に伴うものである。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

(全員賛成)

問 成年後見人制度の法律は、この条例にも関係してくるのか。

環境課長

成年被後見人と被保佐人が除外されて、個別の審査規定が設けられたため、今回の改正となった。

問 審査はどのようなものが該当するのか。

環境課長

一般廃棄物の収集・運搬業務に関することである。書類

で審査し、決定する形となる。刑事罰等を受けると欠格条項となり、許可取り消しとなる。



## 防災建設

### 水道事業給水条例の一部改正

(全員賛成)

問 「更新を追加した」とあるが、今まではどのような取り扱いられていたか。

水道課長

指定の有効期限がなく、実態を把握することが困難で、工事不良も発生していたため、従来無期限であったものを水道法の改正により、有効期限5年を追加し

た。広域化等の調整会議において統一化が望ましいという調整が図られ、1万5千円を1万円に引き下げた。

問 業者のレベルを調べるのはどこが行うのか。

水道課長

申請時に、経験・資格等を調べる項目があるので確認する。また、5年ごとの更新時に、申請時と同様に業務内容を把握し、審議することになる。

### 消防団設置条例の一部改正

(全員賛成)

問 欠格条項で、「またはその執行を受けることがなくなるまでの者」というのは分かりにくい表現だが、執行猶予期間ということか。

消防本部総務課長

執行猶予期間である。

問 第6条中第1項を削ったのは、どうしてか。

消防長

成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に基づき、個々に判断するということ、今回条例改正した。

問 誰でも消防団員になれるということか。

消防長

消防団員として活動できるかどうかを分団長が判断して推薦し、団長が任命する。



## 編集後記

秋も深まり朝夕は過ごしやすい季節になりました。9月議会は決算を中心とした議会であり、一般会計、特別会計とも慎重な審議が行われました。

今後もわかりやすい議会だよりになるよう努めてまいります。

(飯田)

## 12月議会の傍聴にお出かけください

※議会ホームページにも掲載されています。

3日(火)開会	12日(木)一般質問
4日(水)3日の予備	13日(金)12日の予備
9日(月)常任委員会	18日(水)閉会

※議事の都合により日程は変更になる場合があります。

※赤字の会議は傍聴することができます。

傍聴席は役場3階にあります。

【問合せ】議会事務局 電話0567(95)1111(代表)



議会放映

一般質問の様子をクローバーTVで生放送。  
当日午後7時から再放送も実施!